

月報私学

7

2018
Vol.247



学校法人 長崎日本大学学園は、日本大学第五代総長・永田菊四郎先生の郷里に日本大学建学の精神を戴した付属校をとの願いが結実し、昭和42年に創立されました。「至誠・勤労・創造」の校訓の下、生徒が主役として輝く学園です。

昨年、創立50周年を迎え「創造せよ～新たな未来への風を～」をテーマに、次世代型の教育に挑戦しています。

写真提供：学校法人 長崎日本大学学園（長崎県諫早市）

CONTENTS

- 平成30年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点 2
- 受配者指定寄付金のご案内ー制度の特長と事務手続きの流れー 4
- 連載④「魅力あふれる学校づくりを目指して」
有機的・段階的なグローバル人材育成で魅力創り 6
- 平成30年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催 8
- 基礎届書の提出はお済みですか？標準報酬月額の時決定（注意事項） 9
- 資格課からのお願い/平成30年8月から高齢受給者の高額療養費の自己負担限度額が変わります/
お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください 10
- 災害にあったとき/年金資産の運用にかかる業務概況書を公表します 11
- 海外診療/夏休みにご利用ください 厚生施設・健康増進宿泊施設・バカンスクーポン 12
- 私学事業団の直営宿泊施設/私学メンバーズカード受付中 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 16

平成30年度 私立大学等経常費補助金

配分方法の主な変更点

平成30年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法等の一部を見直しました。

主な変更点は次のとおりです。

私立大学等改革総合支援事業

教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。

○タイプの再編及び選定校数

本年度は、従前のタイプ2「地域発展」をタイプ5「プラットフォーム形成」と統合し、タイプ5を体制の整備状況を評価する「スタートアップ型」と中長期計画の実施状況を評価する「発展型」に拡充します。

また、従前のタイプ3「産業界・他大学等との連携」を、産業界と連携した高度な教育研究を支援するタイプ2「産業界との連携」及び国内の他の地域の大学等と連携した高度な教育研究を支援するタイプ3「他大学等との広域・分野連携」として新設します。

1「教育の質的転換」(200校程度)

全学的な体制での教育の質的向上に向けた取り組みを支援します。

2「産業界との連携(新規)」(50校程度)

産業界と連携した高度な教育研究を支援します。

3「他大学等との広域・分野連携(新規)」(50校程度)

国内の他の地域の大学等と連携した高度な教育研究を支援します。

4「グローバル化」(80校程度)

国際環境整備、地域の国際化等、多様なグローバル化を支援します。

5「プラットフォーム形成」(20～40グループ、120校程度)

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援します。

各タイプにおいて選定された大学等には、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

一般補助

増額上限額を設定のうえ、「教育研

究経常費(教員経費・学生経費)」に一定割合を加算し増額します。

特別補助

タイプごとに調査票の点数に応じた一定額を増額します。

私立大学等経営強化集中支援事業

18歳人口の急激な減少を見据え、スピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、32年度までの「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行います。

○支援対象校の選定校数

収容定員充足率が50%以上100%未満で収容定員2000人以下の地方の中小規模私立大学等のうち40～50校程度を選定します。

○選定・配分方法

入学者数の増、収支状況の改善、組織体制の強化等のKPI(重要評価指標)を盛り込んだ経営改革計画及び経営改善状況を審査・選定し、評価結果に応じて傾斜配分を行います。

また、選定校については、32年度までの3年間の継続支援を行います。が、毎年度、経営改革計画の進捗状況に応じ、配分額の減額、中止などの見直しを実施します。

一般補助

財務省による予算執行調査において、今後の改善点・検討の方向性として示されたことにより、補助金の基準額の増額又は減額に用いる増減率(教育条件に関すること、財政状況に関すること、情報の公表の実施状況に関すること)において、次の3点について変更します。

○定員未充足の学部等に対する増減率の強化

「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合」による増減率において、定員未充足の学部等に対する増減率表を細分化し強化します。

○財務情報を公表していない大学等に対する増減率の強化

「情報の公表の実施状況に関すること」のうち、「財務情報」の増減率において、積極的な情報の公開を促進するため、財務情報を公表していない大学等について減額を強化します。

○教育の質に係る客観的指標による増減率の導入

従前、補助金の基準額の増額又は減額に用いていた増減率の項目に加え、教育の質に係る客観的指標を用いて、プラス2%からマイナス2%の5段階程度で調整を行います。

また、客観的指標については、私立大学等改革総合支援事業（タイプ1）の「全学的な教学マネジメント体制の構築」、「学生の学修時間・学修行動の把握」、「GPA制度の導入、活用」などの調査項目を参考に設定します。

特別補助

○大学院における研究の充実（若手研究者等への支援）

知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と、活躍促進のための取り組み等を行う大学等を重点的に支援します。

現行の「大学院における研究の充実」の項目において、若手研究者等の支援のため、若手研究者採用に向けた人事計画を策定し、若手研究者の育成と活躍促進のための取り組み等を行っている大学等に対し増額します。

○継続的な定員未充足の大学等に対する特別補助の減額

財務省による予算執行調査において、今後の改善点・検討の方向性として、数年間定員未充足な状態が継続する大学等に対する補助金の減額を行うことが示されました。これに伴い、①から④までのすべてに該当する大学等について、当該年度の特別補助額に一定率を乗じて算定した額を減額します。

① 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が75%未満であるもの

② 当該年度を含む過去5か年度の各年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が、連続して前年度を下回るもの

③ 当該年度において、過去5か年度の各年度の事業活動収支差額がマイナスであるもの（ただし、26年度以前においては、事業活動収支差額ではなく帰属収支差額とします）

④ 30年度に導入する前述の「教育の質に係る客観的指標による増減率」が、マイナスであるもの

そのほか

○不交付となる入学定員超過率に関する取り扱い（厳格化）

学校全体又は学部等单位で補助金が不交付となる入学定員超過率は、27年度までは収容定員規模が8000人以上の大規模大学では1・2倍以上、それ以外の大学等では1・3倍以上とされていました。28年度からは教育条件の維持・向上及び地方創生の観点を踏まえ、適正な定員管理を促すため、表のとおり収容定員規模を4000人未満、4000人以上8000人未満、8000人以上の三つの区分に細分化しました。また、4000人以上の区

分については30年度まで段階的に不交付となる入学定員超過率を変更します。

表【平成27年度】不交付となる入学定員超過率「学校全体」又は「学部等单位」

定員規模	8,000人未満	8,000人以上
充足率	1.3倍以上	1.2倍以上



【改正の内容】

定員規模	4,000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.3倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.3倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度	1.3倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

なお、不交付となる入学定員超過率であっても、過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であることなど、一定の要件を満たせば例外として補助金が交付されます。ただし、この場合は補助金算定に係るA区分（学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率）は、従前どおりマイナス50%として算定することとなります。

○新設学部・学科の取り扱い

既設学部・学科の定員減を伴い、新たに設置された学部・学科は、補助の対象としていますが、この場合、学生経費、厚生補導費の費目の補助金額について、既設学部・学科において減じた入学定員にに応じて算出しています。30年度から、より適正な配分を行うため、専任教員等給与費、教員経費、研究旅費の費目も同様に、既設学部・学科において減じた入学定員にに応じて算出します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎03(3230)

一般補助

7300～7302・7313

☎03(3230)

特別補助

7303～7305・7312

7309～7311

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)

7306～7308・7314

Eメール hojokin@shingakujo.jp



受配者指定寄付金のご案内

― 制度の特長と事務手続きの流れ ―

受配者指定寄付金制度とは、私立学校に対し、その学校が取り組む教育や研究の充実に充てることを目的として寄付をする場合に、寄付者が寄付先の学校法人を指定して、私学事業団に寄付をする制度です。

昭和42年の制度創設以来、大変多くの学校法人が本制度を活用し寄付募集に取り組んでいます。

近年の受け入れ状況は図1のとおりであり、平成29年度は510法人（前年度は497法人）が本制度を利用し、8672件、288億9193万円の寄付金を受け入れました。

図1 受配者指定寄付金 受け入れ状況（直近5年間）

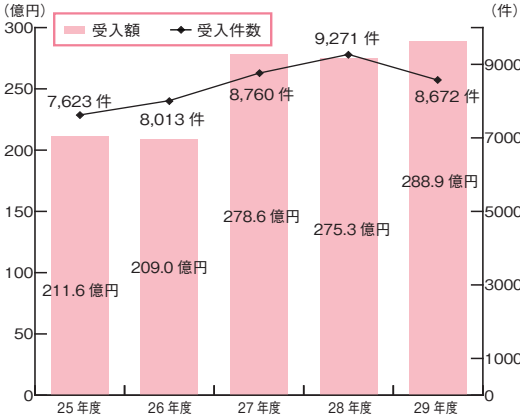


表1 私立学校に対する寄付にかかる税制優遇措置

寄付者	法人	個人
受配者指定寄付金 (日本私立学校振興・共済事業団)	寄付金の全額が損金の額に 算入可能	〔所得控除額〕 ＝寄付金額（総所得の40％が上限） －2,000円を所得から控除
特定公益増進法人 の証明を受けた 学校法人 (注1)	〔損金算入限度額〕 ＝（資本金×0.375％＋当該 年度所得×6.25％）×1/2 (注2)	同上
一定の要件を 満たした学校法人 (注3)		〔所得控除額〕 ＝寄付金額（総所得の40％が上限） －2,000円を所得から控除 又は 〔税額控除額〕 ＝〔寄付金額－2,000円〕×40％を所得 税額から控除（所得税額の25％が限度）

(注1) 所轄庁より証明を受ける必要があります。
(注2) 特定公益増進法人に対する寄付としての限度額を超えた部分は、一般寄付として損金算入が可能です。
(注3) 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

税制上の優遇措置

受配者指定寄付金は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号）を受けており、本制度を利用して寄付金には税の優遇措置が設けられています。特に寄付者が企業等法人である場合、私立学校に対する寄付金と

しては全額が損金算入可能となる唯一の寄付金となっています。

なお、私立学校に対する寄付の税制優遇措置については、表1をご覧ください。

対象となる学校及び事業

本制度の対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び学校法人（私立学校法第64条第4項を含みます）が設置する専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限りま

す）となっています。

また、対象となる事業は、対象学校が実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑤に該当する事業の範囲となっています。

- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
 - ② 教育研究に要する経常的経費
 - ③ 寄付講座等基金※
 - ④ 教育研究基金※
 - ⑤ ①及び②に要した借入金返済費用
- ※基金には、「取崩し型基金」を含みます。

なお、既設の学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するために行う事業については、次の①及び②の事業が対象となりますが、寄附行為に寄付募集の取り扱いについて規定し、変更認可を受ける必要があります。

規定する内容の詳細については、必ず本事業団までご確認ください。

- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
- ② 初年度経常経費

※新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）をするため、本制度の対象にはなりません。

取扱要件

寄付金を受配者指定寄付金として取り扱うためには、次の要件をすべて満たす必要がありますので、留意ください。

- ① 広く一般に募集する寄付金であって、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
- ・寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと
- ・寄付者が不当な税の軽減を企図したものではないこと
- ・寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
- ② 教育の振興そのほか公益の増進に寄与するための支出であって、緊急を要するものに充てられることが確実であること
- ③ 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
- ④ すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと
- ⑤ 原則として、1口の寄付金額が2000円以上であること

事務手続きの流れ

受配者指定寄付金の事務手続きの流れは次のとおりです（図2参照）。

1 制度の利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」（制度利用連絡票）をご提出ください。

ご提出の際には「広く一般に募集する寄付金」であることの証明資料等を添付してください。内容を確認後、「利用開始のお知らせ」等を送付します。

2 募金の開始

受配者指定寄付金の募集を開始してください。本制度による寄付を申し出た企業・法人等から「寄付申込書」（様式指定）の提出を受けたうえ、学校法人が寄付者から寄付金を受領してください（この時点では、寄付金は預り金となります）。

※4月1日に本事業団の理事長が交代しています。「寄付申込書」は、新たにダウンロードしてください。

3 本事業団の指定銀行口座への振り込み

学校法人は、寄付者から受け取り寄付金を取りまとめのうえ、本事業団にお振り込みください。

なお、寄付金の受領日は、寄付金の本事業団への振込日となります。お振り込みの際には、寄付者の決算期を超えないようにご注意ください。

4 寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出

本事業団に寄付金を振り込む際は、寄付者から提出された「寄付申込書」を取りまとめのうえ、次の書類（様式指定）を本事業団にご提出ください。

①「寄付申込書」

②「受配者指定寄付金に係る確認書」※

③「寄付金振込報告書」

④「寄付者名および寄付金額一覧」

※②は、年度内の寄付金額が累計1000万円以上となる場合のみ提出

5 「寄付金受領書」の送付

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付申込書」等提出書類の確認等を行った後、寄付金の領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人宛てに送付します。「寄付金受領書」は税の控除に必要な書類ですので、速やかに寄付者にお渡しください。

※「寄付金受領書」の発行までには一

定の時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

6 寄付金の配付申請

学校法人は、事業費の支払い等にに応じて寄付金を受け取ることができます。寄付金が必要な際には、「寄付金配付申請書」（様式指定）、「寄付事業の概要」（様式指定）及び事業にかかる根拠資料等を本事業団にご提出ください。

寄付金の配付は原則として毎月月末となります。また、配付申請書の締め切りは毎月5日となっています。

なお、配付の対象となる寄付金は、お手元に届いた寄付金受領書の金額の範囲ですので、ご注意ください。

7 寄付金の配付決定・送金

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。配付決定後は、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、本事業

業団から学校法人の口座に寄付金を振り込みます。

8 実績報告書の提出

寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」（様式指定）、「寄付金に係る事業の報告書」（様式指定）及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てに提出してください。

なお、実績報告書等の提出については、5月下旬頃に本事業団より文書でご案内します。

9 寄付金確定通知書の送付

本事業団は、実績報告を確認した後寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します。

私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

本事業団では、私立学校の寄付金募集の取り組みを支援するため「私立学校寄付金ポータルサイト」(<http://kitu-portal.shugaku.go.jp/>)を開設していますので、ぜひご利用ください。

なお、受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼寄付金▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

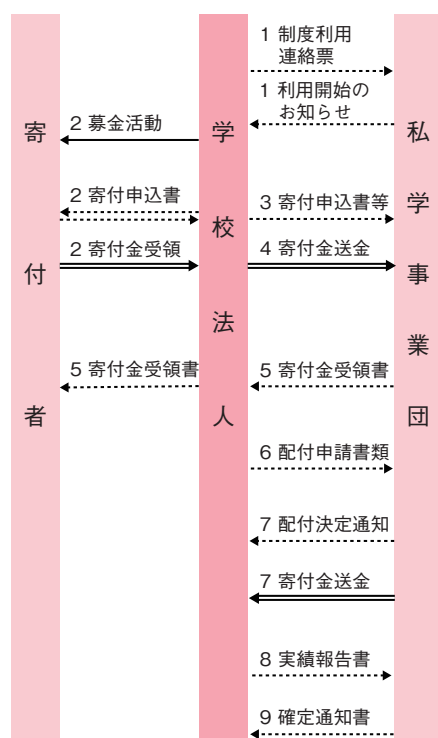
問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7316～7318

Eメール kitukin@shugaku.go.jp

図2 受配者指定寄付金の事務手続きの流れ



※各様式はホームページ（助成業務のご案内▼寄付金▼受配者指定寄付金様式）からダウンロードできます。

魅力あふれる学校づくりを目指して

有機的・段階的なグローバル人材育成で魅力創り

連載 ④8

学校法人 長崎日本大学学園

長崎日本大学高等学校・中学校 教頭 今井 慎一郎

はじめに

長崎日本大学学園は、昨年度、学園創立50周年を迎えました。長崎県知事や諫早市長をはじめ、大学・付属校の関係者など多数のご来賓に列席を賜り、盛大な記念式典を催すことができました。在校生のみならず、卒業生とも感動を分かち合い、学園の新たな歴史の幕開けを感じたところです。

また、50周年記念事業として3年余りの歳月をかけて建設・竣工した学園の新キャンパスも立派に完成しました。



学祖 永田先生胸像と新校舎

学園のハード面が整う中、次なる課題は、この新校舎にどれだけ「熱い魂」を吹き込むことができるかであろうと思います。そして、その情熱の成果はそのまま生徒たちの姿となって表れる

ものと信じています。日本の精神を基に世界的視野も有した国際感覚豊かな人材、かつ、和を貴び思いやりの心に満ちた人材を輩出するべく奮闘を続ける、学園の現状をご報告いたします。

英語が話せるグローバル人材育成

「英語が話せるグローバル人材育成」の事業は、中高一貫の生徒を主としたクリエイトコースで行っている教育実践です。この活動は、長崎県「学校力をパワーアップ 私立学校実践支援事業」にも申請中であり、その成果に期待を寄せていただいております。

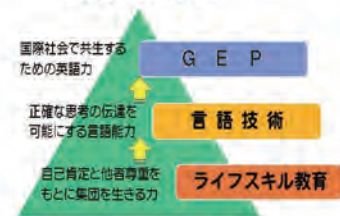
グローバルというと、とかく英語が堪能であることと直結して語られがちですが、この実践においては、それを下支える部分にも焦点を当てています。言語力形成・対人関係の構築が、これに相当します。本校では、

①他者尊重と相互理解を土壌として自己の意思表示をし合える環境を育む
ライフスキル教育

②論理的思考に基づき的確な日本語表現ができる、言語技術のスキル

③共存共生を見据えた英語力養成のための Global Education Project
を、有機的かつ段階的に組み合わせる

ことで、全員がこれからの国際社会を「輝いて生きる」ための素地を培ってくれることを目標に掲げています。

英語が話せるグローバル人材養成
～成長イメージ～

有機的・段階的成長のイメージ

①ライフスキル教育

思春期を過ごす多感な生徒たちにとって、中学校入学・進級（クラス替え）、高等学校課程進学（外部進学生との合流）などの環境変化は、我々が考えている以上に大きな出来事です。どんなに豊かな思考力・表現力を持っていたとしても、照れ・恥ずかしさ・受け容れてもらえないかという不安はそれら外的要因によって封印されることは充分に起こり得ます。「真面目にやること」が「格好が悪い」と見なされかねない若者世代の中では、我々が思っている以上に心的ブレーキが作用するようです。

そこで、体験的な活動を通して自分に自信を持ち、その自尊感情をもとに多様な他者を認め相互行為を誘発する「ライフスキル教育」に注目しました。英語圏では一般的に導入されている

この教育プログラムは、「ライオンズクエスト」と称され、ライオンズクラブが普及活動に携わっています。幸い、本学園は中学生がレオクラブ（ライオンズクラブの青少年組織）として活動していることから、本校を会場とした職員研修の機会を得ました。



本校教員によるワークショップ

「本当の自信をつける方法」、「友人関係を育むために」など、ロールプレイやアクティブラーニングを用いて行う単元学習がさまざまにあります。「この集団の中で、自分は認められている」「自分の発言を受け止めてもらえる」といった自己肯定感が、次段階となる論理的な意思伝達に挑戦しようという積極性の礎石として有効に機能していると実感しています。加えて、PISA（※）の調査から伺える「自己効力感の低さ」、学習指導要領の改訂によって教科化される「道徳」など、現代教育が抱える課題に対しても、一つのアプローチと成り得るプログラムであると考えられます。今後、実践を重ねて

成熟させていきたい、挑戦真つ只中の活動です。

(※) PISAとは

《Programme for International Student Assessment》の略称。OECD（経済協力開発機構）加盟国を中心に3年ごとに実施される義務教育終了段階（15歳児）の学習到達度調査。主に読解力・数学的リテラシー・科学的リテラシーなどを測定するものです。

②言語技術 (Language Arts) 教育

異文化理解は、母国の文化を理解することから始まる。この発想は、言語の世界にも似たことが言えます。仮に英語を学び、文法や構文を理解することで、いわゆるアウトプットの手法は身に付けたとしても、肝心な「語れる中身」を持たなければ活かされません。論理的で分かりやすい日本語を、言語運用の能力を駆使して想起（ハインプット）できるかが鍵になるわけです。

そこで従来の国語教育に加え、今後に向けた「新たな学びのチャンネル」として平成26年度から導入を始めたのが、言語技術の指導です。つくば言語技術教育研究所の三森ゆりか先生から、これまでに複数の国語科教員が講習を受け、全56時間を修了した3名で中学校全学年を指導しています。特に今年度より、同研究所にカリキュラムを提示していただき、ホームページにも正式な実践校として掲載されています。

単元は多岐にわたり、それぞれが絡み合ってスパイラルにスキルが向上していくようにできています。誌面の都合もあり詳細は述べられませんが、世界基準の言語運用のルールを、さまざまな型の学習により技術（Arts）として身に付けることで、書く・話すなどの力が成長している実感を得ています。



言語技術「問答ゲーム」に取り組む生徒たち

「毎日漢字のテストしようか？」私のこんな投げ掛けにも、昔は「えっつ」や「無理っ」といった感情主体の拒否反応が多くありました。しかし、最近の子どもたちはひと味違います。「僕は毎日漢字のテストがあることに反対です。その理由は二つあります。一つ目は、間違えた漢字の復習と予習を同時に行うのは効率が悪いです。二つ目は、他教科のテストもあるので、時間が足りない場合があるからです。以上の理由から、僕は毎日漢字のテストがあることに反対です。」学んで間もない中1男子がこんな問答で応じてきます。九州で唯一の実践校として、その矜持を

持つて指導を続けて参ります。

③Gua (Global Education Project)

中高一貫校として、6か年生徒をお預かりする利点を発揮し、小さな成功体験を積み上げる形で生きた英語力を養成する。それが、10年以上続く活動として定着している本校独自の英語教育「Global Education Project」です。

英語劇を通じて英語を話す・聴くことの楽しみに触れる中学1年生からスタートし、留学生を英語で観光案内して実践的に使う喜びを経験する中学2年生、調べた内容を論理的に整理し英語でプレゼンを行う中学3年生、高校1年生ではパワーポイントの技術を駆使し、さらに学術性を高めたプレゼンに挑みます。総合的な学習の時間を中心に、自主的あるいは協働的に準備を続ける中で、全員が年度ごとのハードルをクリアしていきます。そうして築き上げた英語力の成長実感や、話すこと・コミュニケーションをとることの

長崎日大の英語ステップアップシステム ~GLOBAL EDUCATION PROJECT~	
高3	《専門基礎》 学級公開
高2	《専門基礎》 学級公開
高1	《専門基礎》 学級公開
中3	《専門基礎》 学級公開
中2	《専門基礎》 学級公開
中1	《入門基礎》 学級公開

GEPにおける各学年の到達目標

勇気を持って、高校2年生で2週間のオーストラリア語学研修に臨みます。

着実にステップアップを続けるからこそ、生徒一人ひとりが、ただ英語を使うだけでなく、そこに思考や感情を込めるレベルへと到達できます。毎年生まれる感動は、まさに彼らの中高6か年にわたる努力の証です。



共生を体感し、感極まる生徒たち

おわりに

「生徒が主役」が教育目標の本学園にとつては、グローバル化が進む国際社会で、生徒たちが卒業後も主役として輝いてくれることが喜びです。心を育て、言語能力を育て、そして英語を自らのツールとして生きるスキルを育てる。そんな全員成功を目指した挑戦に、今後も邁進して参ります。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

今井 慎一郎（いまい しんいちろう）
生徒会主任・中高一貫コース長
を経て、平成30年度より現職

平成30年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

近年、学校法人においては、安定的な財政基盤の確立や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、経営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より重要となっています。私学事業団では経営支援の一環として、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催します。

私学リーダーズセミナー

私学リーダーズセミナーは、今年度も、大学編と短期大学編に分けて実施します。

〔大学編〕

大学編は、理事長、理事、学長、副学長を対象に、大学の魅力向上や経営基盤強化のため、私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに開催します。

〔短期大学編〕

短期大学編は、理事長、理事、学長、副学長、事務局長を対象に、短期大学の活性化を図るため、短期大学の経営改善や教育改革の取り組み等をテーマに開催します。

また、短期大学編では、希望する法人を対象に、財務状況の分析等を本事業団職員とともに行う個別法人分析会や、外部有識者による専門家相談も同時に実施します。

○参加費

2万円

○申し込み締切日

7月11日（水）

私学スタッフセミナー

私学スタッフセミナーは、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、職員の能力・資質の向上を図り、大学改革に向けた意識を高めることを目的として開催します。

平成29年4月には、職員の資質向上を目的としたSD（スタッフ・ディベロップメント）が義務化され、職員の役割はますます重要となっています。本セミナーでは、大学等の現状や学校法人会計基準等の解説を行うほか、広範な知識と柔軟な思考力を習得するための双方向講義や、グループワークによる実践的な研修を実施します。

○参加費

5万円

○申し込み締切日

7月4日（水）

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03（3230）7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

私学リーダーズセミナー

●大学編

日時・場所：平成30年11月30日（金） 東京ガーデンパレス

対象：大学を設置する法人の理事長・理事、大学の学長・副学長

定員：80名

時間	内容等
10:00～	開会
10:10～	講演「私立大学の現状について」
11:00～	講演「共愛学園前橋国際大学の大学改革と今後の戦略(仮題)」 共愛学園前橋国際大学 学長 大森昭生氏
13:00～	講演「金沢大学の大学改革と今後の戦略(仮題)」 国立大学法人 金沢大学 学長 山崎光悦氏
14:10～	講演「高等教育政策の展望と課題(仮題)」 文部科学省
15:25～	意見交換会(パネルディスカッション)
16:25～	名刺交換会(懇親会) (17:30終了)

●短期大学編

日時・場所：平成30年11月9日（金） 大阪ガーデンパレス

対象：短期大学を設置する法人の理事長・理事、事務局長

短期大学の学長・副学長

定員：20名

時間	内容等
10:00～	個別法人分析会(希望する法人のみ) (10:00～10:50)

時間	内容等
11:00～	開会
11:10～	講演「私立短期大学の現状について」
11:50～	講演「理事長・学長がおさえる財務諸表のポイント」
13:40～	講演「新島学園短期大学の改革の取組(仮題)」 新島学園短期大学 学長 岩田雅明氏
14:50～	講演「美作大学短期大学部の改革の取組(仮題)」 美作大学・美作大学短期大学部 学長 鶴崎 実氏
16:00～	講演「高等教育政策の展望と課題(仮題)」 文部科学省
17:00～	名刺交換会(懇親会) (18:00終了)

私学スタッフセミナー

日時・場所：①平成30年 9月12日（水）～14日（金） 大阪ガーデンパレス

②平成30年10月17日（水）～19日（金） 仙台ガーデンパレス

※2泊3日の合宿形式

対象：平成30年4月1日時点で、32歳以下かつ入職3年目以降の大学・

短期大学職員

定員：各会場24名(申し込みは各法人1名)

＜ 1日目 ＞

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
14:20～	講演「私立大学等の現状について」
15:10～	講演「学校法人会計基準」
16:20～	講演「財務分析と経営計画」
17:10～	グループワークⅠ
18:00～	懇親会 (19:30終了)

＜ 2日目 ＞

時間	内容等
9:10～	講演「大学職員の役割について」 【大阪】学校法人渡辺学園 常務理事 岩井絹江氏 【仙台】学校法人酪農学園 常務理事 近 雅宣氏
10:45～	講演「私学行政について(仮題)」 文部科学省
13:00～	グループワークの解説・グループワークⅡ
14:40～	グループワークⅢ
19:00～	グループワークⅣ (20:00終了)

＜ 3日目 ＞

時間	内容等
9:00～	グループ発表
11:35～	修了証書授与・表彰・閉会 (12:30終了)

基礎届書の提出はお済みですか？

標準報酬月額の時決定（注意事項）

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書」（以下「基礎届書」といいます）は、9月以降の掛金等だけでなく、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準報酬月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

提出期限 7月10日（火）
提出先 業務部 資格課

今回は「基礎届書」を受け取った後に、資格事項や標準報酬月額に異動があった場合などの注意点をお知らせします。

なお、対象者や提出方法については、本誌6月号を参照してください。

資格事項に異動があったとき

① 資格喪失したとき

「基礎届書」には平成30年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。記載されている加入者が退職などにより資格喪失したときは、

きは、該当者の備考欄「2その他」に資格喪失年月日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。

なお、「資格喪失報告書」を未提出の場合は至急提出してください。

② 遡及して資格取得を報告したとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③ 遡及して所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をした場合は、前任校の加入者番号でも内容を確認できるため、改めて後任校に「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校に送付されたもので提出してください。

遡ってベース改定（ベースアップ等）をしたとき

① 6月までに差額が支給されたとき

改定後の報酬で報告してください。

② 7月以降に差額が支給されるとき

改定前の報酬を報告してください。

「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

① 「基礎届書」の提出後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書（任意の書式）を添えて8月15日（水）【必着】までに再提出してください（上部余白に「訂正分」と朱書きしてください）。

② 前記①の期限後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正申出書」を提出してください。

③ 電子媒体で報告したとき

前記①及び②と同様の手続きを行ってください（データに支障をきたす恐れがありますので、媒体での再提出はしないでください）。

※「基礎届書」及び「報酬月額訂正申出書」は私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）からダウンロードするか、業務部資格課まで請求してください。

その他の注意事項

① 固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書」を提出してください。

② 「基礎届書」に印字された内容に

誤りがあっても、訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

③ 年平均額による保険者決定の要件に該当し本人が希望する場合は、申立書や同意書等の提出も必要となります。

④ 「基礎届書」の記載に当たっては、通知文「平成30年標準報酬月額の定時決定の実施について」を参照してください。

⑤ 75歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要です。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準報酬月額にかかる「確認通知書（2）」については、9月中旬に送付します。

確認通知書には、「学校法人等用」及び「加入者用」があります。「加入者用」については必ず各加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。



図 資格取得報告書の「事務連絡先電話番号」欄

資格取得報告書
下記のとおり報告します。
平成 年 月 日
日本私立学校振興・共済事業団理事長 敬

学校法人等
所在地
学法人等
代表者名
事務連絡先電話番号
氏名

代表者印
印
担当者
氏名

学校記号番号
21010
21020
21030
学校名

該当する番号を○で囲んでください。
1. 新規資格取得 2. 継続資格取得 3. 再資格取得 (継続資格取得・再資格取得の場合、最終前任教の番号を必ず記入してください)

個人番号
加入者氏名 (氏と名の間に△を入れて下さい)
生年月日
性別
1. 男
2. 女

事務連絡先電話番号
氏名

1 「資格取得報告書」「所属学校等変更報告書」を提出する際には、「事務連絡先電話番号」欄を忘れずに記入してください

資格課からお願い

業務部 資格課

共済業務

教職員を採用したときには「資格取得報告書」を、学校法人内で異動があったときには「所属学校等変更報告書」を提出することとなっています。

これらの様式用紙には、学校法人等の「事務連絡先電話番号」欄が設けてあります(図参照)ので、私学事業団へ登録している電話番号を必ず記入してください。

特に、電話番号のうち下4桁を所定のマス内に記入していただくことにより、本事業団で確認している学校登録情報(電話番号)と学校記号番号を突き合し、誤った学校での加入者登録を防いでいます。記入漏れや記入誤りのないようにお願いします。

また、学校記号番号についても記入漏れや記入誤りに注意してください。

2 電子媒体による報告はCD-R又はUSBメモリで提出してください

「賞与等支給報告書」及び「標準報酬基礎届書」の報告は、様式用紙による届け出の他、電子媒体による届け出も受け付けています。届け出できる電子媒体はCD-R又はUSBメモリのいずれかのみとなっています。

なお、フロッピーディスクは、平成30年3月末で取り扱いを終了しました。

操作方法及び報告方法の詳細は、私学共済ホームページ「事務担当者用

ページ▼資格関係▼磁気媒体での申請
▼「磁気媒体作成機能(Ver1.03)操作説明書」及び「4・磁気媒体による報告要領(Ver1.03)」を確認してください。

※私学共済ホームページ上の「磁気媒体」又は「フロッピーディスク」に関する記載は、準備が整い次第、「電子媒体」に変更しますので、ご了承ください。

平成30年8月から
高齢受給者の高額療養費の
自己負担限度額が変わります
業務部 短期給付課

70歳以上の高齢受給者にかかる高額療養費の自己負担限度額(高額療養費算定基準額)が30年8月から変更となります。

これに伴い、高齢受給者のうち現役並み所得者(標準報酬月額28万円以上)の人は、窓口負担を軽減するために医療機関等の窓口で「加入者証」又は「加入者被扶養者証」、「高齢受給者証」と「限度額適用認定証」の提示も必要となります。

該当する人の「限度額適用認定証」は、7月15日付で学校法人等宛てに送付する予定です。

詳細は、通知文及び本誌8月号でお知らせします。

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

各ガーデンパレス(東京・京都を除きます)の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日(年末年始及び祝日を除きます)
9:00～17:15

札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えのないようお願いいたします。

災害にあったとき

災害見舞金等

業務部 短期給付課

加入者(任意継続加入者を含みます)やその被扶養者が、水震火災、その他の非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます(表参照)。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額額の0・5～3か月分の金額

災害見舞金付加金

① 災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額

② 住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額額の0・5か月分の金額

請求に必要な書類

- ① 災害見舞金等請求書
- ② 市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書(請求書の中に証明欄があります)又は、り災証明書(損害の程度が明記されたもの)
- ③ 災害状況明細書

請求に当たっては、被害の状況を確認のうえ短期給付課までお電話ください。その後、請求書等を送付します。

表 損害の程度による災害見舞金等の支給の可否

損害の程度	災害見舞金	災害見舞金付加金
3分の1以上	○ 標準報酬月額額の 0.5～3か月分	○ 見舞金の60%
5分の1以上 3分の1未満	×	○ 標準報酬月額額の 0.5か月分
5分の1未満	×	×

注意事項

- ・災害見舞金等は、損害に対する見舞金として支給される給付です。損害を補てんすることを目的とした給付ではないため、修理等可能なものは損害と見なしません。
- ・災害見舞金等の対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限らず、加入者が現に生活の本拠として居住している建造物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象となります。

・加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も加入者の住居又は家財の一部として取り扱います。

・災害見舞金付加金の給付が決定した加入者には災害見舞品のカタログを学校法人等宛てに送付します。品物を選び同封の「災害見舞品連絡書」(返信ハガキ)でお申し込みください。

時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日(災害にあった日)の翌日から2年を経過すると時効によって消滅します。請求漏れがないように注意してください。

災害貸付

福祉部 貸付課

加入者(任意継続加入者を除きます)が、水震火災、その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに、災害貸付を利用することができます。

申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

貸付額

標準報酬月額額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

貸付利率

年2・00%

(平成30年6月現在の特例利率です)

申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に、公的機関が発行する「り災証明書」を添付し、学校法人等を通して申し込んでください。

申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

激甚災害に関するお知らせ

激甚災害にかかる特例災害貸付の申し込みは、災害発生日から1年以内となっています。また、特例住宅貸付は、災害発生日から3年以内となっています。詳しくは、福祉部貸付課までお問い合わせください。

年金資産の運用にかかる業務概況書を公表します

資産運用部

平成29年度の運用状況(厚生年金保険給付積立金、経過的長期給付積立金、退職等年金給付積立金)を、30年7月6日に私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内▼年金資産の運用)に掲載します。

詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

海外診療

海外旅行には、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参しましょう

業務部 短期給付課

海外では、加入者証等が使用できません。緊急のため、やむを得ず現地の医療機関等を受診したときは、受診者が医療費を全額支払うことになります。このような場合は、後日「療養費・家族療養費」を請求することができます。

支給額の算定

海外で受診した場合、診療内容を日本国内での保険診療の基準に置き換えて算定します。このため、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります。

請求方法

次の①～⑥の書類を医療機関別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）提出してください。

①療養費・家族療養費等請求書

「発病又は負傷の原因欄」又は「加入者証を使用できなかった理由欄」に、具体的な渡航目的（留学・出張・観光など）を必ず記入してください。

治療目的の渡航や現地での健康診断は支給対象とはなりません。また、出

張中のケガ等については、労災の適用となる場合があります。

②海外診療報酬（医科・歯科）明細書

現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受けていただく必要があります。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

③外国診療記録書

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

④領収書（原本）

受診した医療機関が発行した領収書の原本を添付してください。

⑤渡航確認書類

受診者の名前、治療を受けた国への渡航記録が確認できるパスポートの写し又は航空券などの写しが必要です。

⑥調査に関わる同意書（海外療養費）

私学事業団が必要に応じて、受診した医療機関に照会することや情報提供を受けることへの同意書です。

①、②、③及び⑥は私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）からダウンロードできます。

時刻

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日（医療機関で医療費を支払った日）の翌日から2年を経過すると時効によって消滅します。請求漏れがないように注意してください。

夏休みにご利用ください

厚生施設・健康増進宿泊施設・バカンスクーポン

福祉部 保健課



全国の宿泊施設やレジャー施設等で利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際には、ぜひご利用ください。詳しくは『私学共済ブック2018』〔保健・宿泊編〕をご覧ください。

厚生施設・健康増進宿泊施設（表参照）

各施設と契約し利用料金の補助をしています。『私学共済ブック2018』〔保健・宿泊編〕の巻末の利用補助券を切り取って利用方法をご覧のうえ、使用してください（私学事業団の直営施設等一部の施設では使用できません）。

バカンスクーポンと

長距離フェリーの割引利用

本事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。本事業団の直営宿泊施設等と併せて、旅行などにぜひご利用ください。

※旅行中は、「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので『私学共済ブック2018』〔保

表

	厚生施設（123～173頁）	健康増進宿泊施設（179～196頁）
施設内容	遊園地、日帰り温泉、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設には直接予約をする。 ②利用施設の受付で利用する人全員の「加入者証」などを提示する。 ③必要事項を記入した利用者全員の補助券を支払いの際に提出する。	
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、『私学共済ブック2018』〔保健・宿泊編〕で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・旅行代理店やインターネットによる予約には、補助券が使用できない場合があります。

※（ ）は、『私学共済ブック2018』〔保健・宿泊編〕の該当頁です。

健・宿泊編』175・176頁をご覧ください。
※詳しくは、取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。支払方法は現金のみ対象となります。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆さんへの福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やお食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎ 011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com/	
仙台ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com/	
東京ガーデンパレス	宿 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) https://www.hotelgp-tokyo.com/	
湯河原「敷島館」 (しきしまかん)	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」 (たいがくそう)	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」 (そうようかく)	宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300	
名古屋ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) https://www.hotelgp-nagoya.com/	
金沢「兼六荘」 (けんろくそう)	宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com/	

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎ 0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com/	
京都「白河院」 (しらかわいん)	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) https://www.hotelgp-osaka.com/	
広島ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com/	
福岡ガーデンパレス	宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com/	

宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔しがくのやど〕を利用してください。

しがくのやど

検索

(http://www.shigakukyosai.jp/)

年会費無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中!

3ブランドから選べる VISA

空港ラウンジ利用可能

海外・国内旅行傷害保険 5,000万円付 ETCスルーカード同時申し込み可能

[お申し込み対象] ■本会員: 加入者 (任意継続加入者を含む)、年金者 ■家族会員: 加入者等の配偶者

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先

リソナカード インフォメーションデスク
私学メンバーズカード事務局

☎ 0120 (559) 197 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

※電話番号をお間違えないようにお願いします。





共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則2割負担(※)ですが、標準報酬月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担(※)となります。

6月1日現在3割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛て(任意継続加入者は届出住所宛て)に送付しました。

該当する場合は、平成29年分の収入額が確認できる「平成30年度課税証明書」を添付し、**7月20日(金)【必着】**までに提出してください。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

※昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担です(標準報酬月額が28万円以上の人は3割負担となります)。

【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

平成29年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、29年10月1日現在加入している人に対して、30年6月26日(火)に配当金を保険料振替口座に送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	約54.59%
医療保障コース	約47.82%
学校加入コース	約54.59%

【福祉部 保健課】

加入者向広報「レター」7月号等、平成30年版「事務の手引」を送付します

加入者向広報「レター」7月号等を7月初旬に学校法人等宛てに順次送付します。「レター」の送付部数は、5月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)です。不足の場合は、広報班まで連絡してください。

【広報相談センター 広報班】

特定保健指導利用券の有効期限

平成29年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、**30年7月31日(火)**となります。有効期限までに、指定実施機関で「初回面接」を受けてください。

【福祉部 保健課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

平成30年1～6月までに学校法人等を通して送金した短期給付金等の内容を取りまとめたお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに直接送付します。

【業務部 短期給付課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

8月2日送金分は**7月13日(金)**が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので、ご注意ください。

【福祉部 貸付課】

7月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金
6日(金)	貸付 6月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着) 資格 「標準報酬基礎届書」提出期限
13日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金 短期 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申し出締め切り
30日(月)	掛金等 6月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	掛金等 6月分納期限 貸付 8月22日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 7月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 9月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

お 見 舞 い

大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
私学事業団では、被害を受けられた学校並びに加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様に全力で支援してまいります。
一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

助成業務

私学振興事業本部

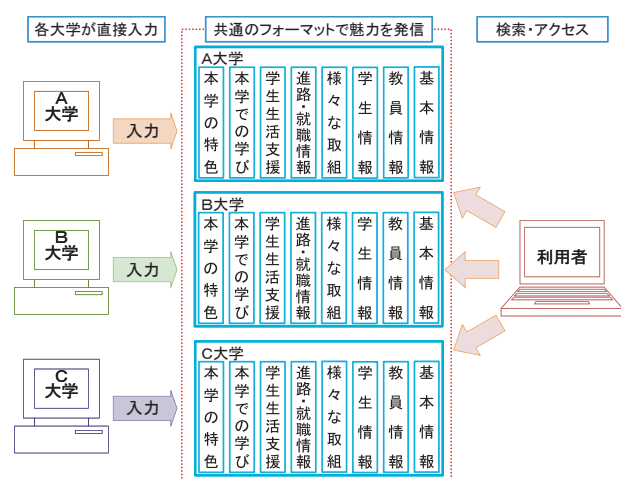
〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」は、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）の多種多様な個性や魅力について、高校生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた国公私立共通のウェブサイトです。



「大学ポートレート」には、大学等の所在地、学費や学生数、入学者の受け入れ方針などの基本情報と、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報等が掲載されています。私学版では、その情報を「キャリア教育」や「学費負担の軽減」など59種類の「取組」に分類し、取り組み別などの検索を可能としています。

また、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」には、オープンキャンパスなどのイベント情報が随時更新されています。

「大学ポートレート」は、全国の9割を超える大学等が参加しています。また、掲載されている内容は、大学等が独自に入力した最新の情報です。

進路選択支援のツールの一つとして、ぜひ、「大学ポートレート」をご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852～7854

Eメール portrait@shigaku.go.jp

私学版URL <http://up-j.shigaku.go.jp/>

学校法人基礎調査（教育情報調査）提出のお願い

■提出締め切り 7月31日（火）

○調査票：教育情報【910】

（【 】は調査票区分を表しています）

○対象法人：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人
原則、随時更新可能ですが、提出期限までに内容をご確認いただき、**修正の有無に関わらず必ず提出してください。**

詳しくは、平成30年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）をご覧ください。

※「基礎調査票e-マネージャ」は、原則、終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等により、「基礎調査票e-マネージャ」を休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852～7854

Eメール portrait@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
 (JR「新大阪」駅下車、徒歩10分 ※無料シャトルバスあり)
<https://www.hotelgp-osaka.com/>

1泊2食温泉チケット付とくとかプラン

大阪ガーデンパレスを拠点に
 楽しい夏休みをお過ごしください。

1泊2食 (2名1室/1名様) **11,300 円**

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

- ・夕食は洋食又は和食をお選びいただけます。
- ・ホテル真向かい（徒歩20秒）の都市型天然温泉「ひなたの湯」につかって、ゆっくりと疲れを癒してください。



ひなたの湯



洋食（イメージ）



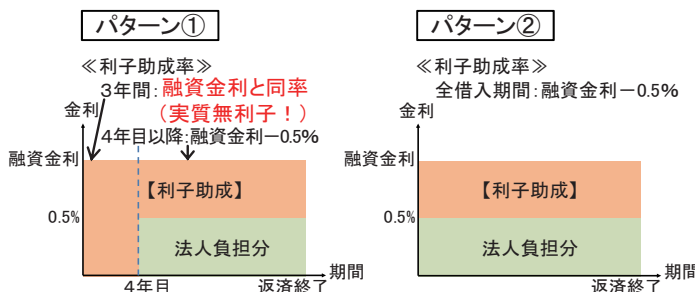
和食（イメージ）



融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利（平成30年7月1日現在）

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp